

パラグアイの貿易・投資制度 外資に関する規制と奨励

2022年2月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ブエノスアイレス事務所

ビジネス展開・人材支援部

〈目次〉

1. 内外資本による投資に対する税制優遇制度.....	1
2. マキラドーラ制度.....	1
3. フリーゾーン制度.....	2
4. 自動車産業.....	3
5. パブリック・プライベート・パートナーシップ (PPP)	4
6. ハイテク製品.....	4
7. 工業団地.....	5
8. 融資を伴う入札またはターンキー方式の入札.....	5
9. 原材料・素材の輸入に関する恩典.....	6
10. 石油及びその他の炭化水素.....	7
11. 鉱業.....	7
12. 天然ガスの輸送.....	8
13. 国際入札.....	8
14. パラグアイにおける外国投資に関する制限事項.....	9
15. 外資による不動産購入の制限の有無.....	9

パラグアイの外資に関する規制と奨励

1. 内外資本による投資に対する税制優遇制度

(1) 法的枠組み

- ・ 法律 60/1990 号「国内および外国資本の投資に対する税制優遇制度を定める法律」
- ・ 政令 22,031/2003 号「国内および外国資本の投資に対する税制優遇制度を定める法律の施行規則」
- ・ 政令 6,427/2005 号「国内および外国資本の投資に対する税制優遇制度を定める法律の施行規則第 24 条を修正する政令」
- ・ 政令 11,462/2013 号「国内および外国資本の投資に対する税制優遇制度を定める法律の施行規則を修正する政令」

(2) 優遇措置の内容

国内および外国資本の投資に対する税制優遇制度を定める法律とその施行規則は、国内および外国資本による投資を促進し、増加させることを目的としている。そのため、国内に設立された自然人および法人を対象とした税制優遇制度が以下のとおり設けられている。

- ① 工業生産または農業生産に使用される輸入資本財の取得にかかる付加価値税（VAT）の免除。
- ② 国内で設立、登録または登記に課されるあらゆる税金の免除。
- ③ 資本財の製造のために使用される資本財、原材料、投入材の輸入に係る関税とあらゆる内国税の免除。
- ④ 海外からの投資額が 5 百万米ドル以上の場合、利子、手数料、資本金の海外送金および支払いにかかる税およびその他の課徴金の免除。

2. マキラドーラ制度

(1) 法的枠組み

- ・ 法律 1,064/1997 号「輸出マキラドーラ産業に関する法律」
- ・ 政令 9,585/2000 号「輸出マキラドーラ産業に関する法律の施行規則」

(2) 優遇措置の内容

マキラドーラ制度の目的は、一時的に輸入された外国産の商品やサービスを国内の労働力やその他の資源と組み合わせ、輸出市場向けに有形または無形の生産プロセスを提供することに全部、または部分的に専念するマキラドーラ企業の設立を促進することである。

国内に本社を置く企業（マキラドーラ）と海外に本社を置く企業（親会社、マキラドーラ企業に資本財や原材料を供給する企業）の間で締結される「マキラ契約」による事業形態となる。マキラドーラへの優遇措置は次のとおりである。

- ① マキラドーラは、原材料や投入材の輸入から製品の製造、製品の輸出までに係るあらゆる税や手数料が免除される。
- ② 国内で発生する付加価値（マキラドーラが親会社に対して発行するインボイス）、または国内で生産される製品の合計金額（マキラドーラが親会社に代わって最終顧客にインボイスを発行する場合）のどちらか高い方に1%の単一税を課税する。
- ③ マキラドーラによる資本財、原材料、投入材の輸入は抵当権の設定、銀行保証、現金などによる保証を条件に「一時輸入」の形態で行われ、関税と諸税の支払いを繰り延べることができる。

3. フリーゾーン制度

(1) 法的枠組み

- ・ 法律 523/1995 号「フリーゾーン制度の認可および設立に関する法律」
- ・ 政令 15,554/1996 号「フリーゾーン制度の認可および設立に関する法律の施行規則」
- ・ 政令 19,461/2002 号「フリーゾーンの機能と運営に関する政令」
- ・ 政令 20,395/2003 号「フリーゾーンからの輸入に関する政令」
- ・ 政令 21,309/2003 号「政令 15,554/1996 号、19,461/2002 号および 20,395/2003 号の一部を修正する政令」

(2) 優遇措置の内容

フリーゾーンとは、国内とは異なる関税制度が適用される地理的に限定された地域を指す。パラグアイにおけるフリーゾーンの主な目的は、ビジネスの集積地の開発、密輸行為の防止、輸出競争力の強化で、主に倉庫や物流センターとして利用されている。製品の組み立てや梱包を行う企業もある。フリーゾーンの優遇措置は次のとおりである。

- ① フリーゾーンへの貨物の持ち込みは、第三国、国内のいずれからでも、パラグアイ国営航行港湾公社（ANNP）が提供するサービスの対価を除くすべての国税、州税、市税を免除する。
- ② 貨物は、国内のどの税関からもフリーゾーンに入れることができる。
- ③ この制度の適用を受ける企業は「フリーゾーン税」と呼ばれる単一税を支払う。税率は0.5%で、課税対象は第三国への販売による総所得の合計額とする。

4. 自動車産業

(1) 法的枠組み

- ・ 法律 4,838/2012 号「国家自動車政策に関する法律」
- ・ 政令 10,769/2013「国家自動車政策に関する法律の施行規則」
- ・ 商工省決議 302/2013 号「国家自動車政策に関する法律の施行規則第 3 条および第 6 条を規定する決議」
- ・ 商工省決議 423/2013 号「国内で製造および組み立てられた車両に対する車両識別番号システム（VIN）の実施に関する決議」
- ・

(2) 優遇措置の内容

自動車、自動車部品の製造および組み立てを促進し、産業競争力の向上、雇用の創出、技術移転を実現することを目的に国家自動車政策に関する法律が制定され、自動車産業の立地に優遇措置が設けられた。この制度の下で事業を行う企業には、次のとおり税制上の優遇措置が適用される。

- ① 自動車、自動車部品の製造に必要な資本財、原材料、部分品、部品の輸入関税の免除。
- ② 資本財、原材料、部品、キット、パーツ、投入材の輸入は、付加価値税（VAT）の課税標準の 80%を減額する。ただし、関税分類 87.11 に該当する物品は課税標準の減額を適用しない。
- ③ 最終製品の販売に適用される付加価値税（VAT）の課税標準 80%減額する。ただし、関税分類 87.11 に該当する物品は課税標準の減額を適用しない。

5. パブリック・プライベート・パートナーシップ (PPP)

(1) 法的枠組み

- ・ 法律 5,102/2013 号「公共インフラ投資、国家が提供する財・サービスの拡張・改善を推進する法律」
- ・ 法律 5,567/2016 号「公共インフラ投資、国家が提供する財・サービスの拡張・改善を推進する法律第 52 条を修正する法律」
- ・ 政令 1,350/2014 号「公共インフラ投資、国家が提供する財・サービスの拡張・改善を推進する法律の施行規則」

(2) 優遇措置の内容

「公共インフラ投資、国家が提供する財・サービスの拡張・改善を推進する法律」は、国が一部を構成する公的機関、公的団体、公的企業が提供する財やサービス、公共インフラやそれを補完するサービスへの投資を官民参加により促進するためのルールとメカニズムを確立するために制定された。PPP プロジェクトを提案する民間事業者は、以下の権利を享受することができる。

- ① 契約が成立しなかった場合、可能性調査の実施に関連して契約管理機関により事前に承認された費用の払い戻しを受けること。
- ② 入札スコアの 3~10% の上乘せ（プロジェクトの規模により異なる）。
- ③ 入札への参加には入札関係書類を購入する必要があるが、その購入費用が免除される。

6. ハイテク製品

(1) 法的枠組み

- ・ 法律 4,427/2012 号「ハイテク製品の生産、開発、組み立てを奨励する措置に関する法律」

※同法施行規則はまだ規定されていない。

(2) 優遇措置の内容

この法律は、エレクトロニクス、テレコミュニケーション、情報技術分野のハイテク製品の生産、開発、組み立ての奨励を目的としており、国内外を問わず、全ての自然人および法人を対象としている。この法律が定める制度の適用を受けた企業は、次の優遇措置を受ける

ことができる。

- ① 生産工程で使用される原材料、部品の輸入関税の免除。
- ② 国内からの原材料、部品の購入にかかる付加価値税（VAT）の課税標準の 85%を減額。
- ③ 選択的消費税（Impuesto Selectivo al Consumo）の課税標準が、工場からの初回出荷に限って 90%減額され、1%の税率が適用される。
- ④ 国内で製造され、販売される製品の売上ににかかる付加価値税（VAT）の課税標準を 80%減額する。

7. 工業団地

(1) 法的枠組み

- ・ 法律 4,903/2013 号「工業団地に関する法律」
- ・ 政令 1,374/2014 号「工業団地に関する法律の施行規則」

(2) 優遇措置の内容

「工業団地に関する法律」は、産業活動を拡大し、国の経済・社会の発展に寄与するため、環境と調和した工業団地の創設、推進、建設、運営に関する規制の枠組みを確立し、優遇措置によりその設立と発展を奨励することを目的としている。工業団地の運営会社、入居企業は、以下の優遇措置を受けることができる。

- ① 工業団地が所在する自治体における不動産の建設、分譲、建築、譲渡にかかる市税の税率が削減される。
- ② 自治体に支払う営業税を 50%減額。
- ③ 工業団地内の土地のリースに係る付加価値税（VAT）を 100%免除。

8. 融資を伴う入札またはターンキー方式の入札

(1) 法的枠組み

- ・ 法律 1,302/1998 号「公共工事法（法律 1,045/1983 号）の補足的かつ特別な条件を確立する法律」
- ・ 法律 2,051/2003 号「公共契約に関する法律」。

- ・ 法律 5,074/2013 号「法律 1,302/1998 号を修正する法律」
- ・ 法律 5,396/2015 号「法律 1,302/1998 号を修正する法律」
- ・ 政令 5,151/2016 号「政令 1,434/2014 号、3,114/2015 号を廃止し法律 1,302/1998 号の施行規則を定める政令」
- ・ 政令 7,374/2017 号「1,302/1998 号のメカニズムを確立する政令」

(2) 概要

ターンキー方式の入札は、公共調達法を補完する特別な手続きであり、フィージビリティスタディや事業計画の策定、監督、公共事業や公共サービスの提供に関する国内外からのすべての公開入札を対象としている。ターンキー方式の入札が従来の一般競争入札と異なる点は、入札参加者が入札時に、業務の完全な遂行に必要な資金、それぞれのプロジェクトおよびその監査を確保していることである。パラグアイにおけるターンキー契約の特徴は次のとおり。

- ① 公共事業や公共サービス実行のためのジョイントベンチャーの設立を可能とする。
- ② 公共事業や公共サービスは、外国企業やコンソーシアムにより実施することができるが、各事業におけるパラグアイの実質的な参加率は 25%以上であることが不可欠（例えば、パラグアイ企業の下請けを通じて）。
- ③ ターンキー方式で入札されたプロジェクトは、国の一般予算で毎年明示された資金により発注者（公的機関）によって支払われる。
- ④ 発注者の支払い義務は、パラグアイ政府が保証する。

9. 原材料・素材の輸入に関する恩典

(1) 法的枠組み

- ・ 政令 11,771/2000 号「1993 年 11 月 11 日付政令 1,053 号第 12 条および 1997 年 2 月 27 日付政令 16,416 号第 4 条を改正する政令」

※この恩典は、政令 4,642/2020 号により 2021 年 12 月 31 日まで有効。ただし、メルコスールにおいて本制度の延長が決定されている。

(2) 優遇措置の内容

この制度の目的は、国内で生産されていない原材料や投入材の輸入を奨励し、特に中小企業の成長を促すことにある。原材料や投入材が自社の生産工程で使用され、国内生産を妨げないことが証明された場合、原材料や投入材を無税で輸入することができる。

10. 石油及びその他の炭化水素

(1) 法的枠組み

- ・ 法律 779/1995 号「炭化水素の探鉱、探査、開発に関する法律 675 号を改正する法律」
- ・ 政令 3,049/2015 号「法律 779/1995 号第 8 条および第 15 条の施行規則」

(2) 優遇措置の内容

この法律は、炭化水素の探鉱、探査および開発を規制することを目的としている。パラグアイの領土内で自然な状態で発見された固体、液体および気体の炭化水素鉱床は国家の財産であると規定している。主な優遇措置は次のとおり。

- ① 試掘と探査に係るあらゆる国税、州税、市税が免除される。
- ② 石油及びその他の炭化水素の試掘、探査、開発、工業化及び商業化に必要な、国内で生産されていない全ての機械、道具、器具及び材料は、コンセッション期間中、輸入関税、あらゆる国税、州税、市税が免除される。ただし、法が定める資源開発税 (Cañon) などは除く。
- ③ 探鉱、探査及び開発を目的に、民間か公的か、内資か外資かを問わず、自然人または法人がコンソーシアム、グループ、その他の形態のジョイントベンチャーを形成することができる。
- ④ 試掘、探査及び開発は、国内、国外、民間、公的な出資者により構成される合弁会社によって実施は可能である。

11. 鉱業

(1) 法的枠組み

- ・ 法律 3,180/2007 号「鉱業法」
- ・ 法律 4,269/2011 号「鉱業法を改正する法律」
- ・ 法律 4,935/2013 号「鉱業法を改正する法律」

(2) 優遇措置の内容

- ① 試掘および探査の期間中、あらゆる国税、州税、市税が免除される。ただし、法が定める資源開発税 (Cañon) などは除く。

- ② 試掘及び探査に必要な、国内で生産されていない全ての機械、車両、工具、消耗品、器具及び材料は、試掘及び探査段階における許可またはコンセッションの期間中、輸入関税、付加価値税およびその他の国税、州税、市税並びに将来導入される可能性のあるあらゆる税を免除される。

12. 天然ガスの輸送

(1) 法的枠組み

- ・ 法律 3,254/2007 号「天然ガス規制枠組み法」
- ・ 法律 1,948/2002 号「パイプラインによるガスの輸送に関する法律」

(2) 概要

法律 3,254/2007 号は、天然ガスの輸送、流通、輸入、輸出、貯蔵、商業化、消費に関連する天然ガス産業の規制の枠組みを定めている。パイプラインによる天然ガスの輸送と流通は、公益的かつ社会的な利益のために行われるサービスと定義されている。概要は次のとおり。

- ① 天然ガスの輸送と配給は、行政当局によって認可された自然人または法人により行うことができる。
- ② 天然ガスの輸送と配給に関するコンセッションの期間は 30 年であり、10 年単位で延長可能である。
- ③ 国内の全ての生産者は、国内を通過する、あるいは国内に建設されるパイプラインを通じて天然ガスを供給する権利を有する。
- ④ 法律 1,948/2002 号に基づき、天然ガス輸送サービスのコンセッション事業者は、取引額の 1%に相当する手数料を国に支払う。

13. 国際入札

(1) 法的枠組み

- ・ 法律 2,051/2003 号「公共調達に関する法律」
- ・ 法律 3,439/2003 号「公共調達に関する法律を改正する法律」
- ・ 法律 6,716/2021 号「公共調達に関する法律第 40 条を修正する法律」

(2) 概要

PPP プロジェクトに加え、パラグアイで実施される国際公共入札に外国人投資家が直接参加することができる。公共調達に関する法律は、パラグアイに居住する自然人および法人が参加できる公共入札、パラグアイに居住しない自然人および法人が参加できる公共入札を規定している。国際公共入札は以下の場合に実施される。

- ① パラグアイが締結している国際条約によって国際公共入札の実施を要求される場合。
- ② 国際機関との間で締結された協定により国際公共入札の実施が必要とされる場合。
- ③ 行政当局による事前の市場調査により、国内の事業者が必要な量や質の商品・サービスを供給できないとの結論に至った場合、またはコストの観点で国外から調達するメリットがある場合。
- ④ 国内事業者を対象とした公共入札において、応札者がいない、または必要な条件を満たす応札がない場合。

14. パラグアイにおける外国投資に関する制限事項

パラグアイ憲法は、全ての人が、自らの選択により合法的に経済活動に従事する権利を有すると定めている。

パラグアイは開放的な投資制度を採っており、外国からの直接投資を奨励している。外国投資の内国民待遇は、法律 117/1991 号によって保証されている。外資の規制対象の業種は存在しない。この法律は、国の経済と社会の発展を促進するために、国内と外国の投資を完全に平等な枠組みで保証することを目的としている。同法は、資本の参入と撤退、配当、利息、手数料、技術移転のためのロイヤルティ、その他の概念の海外送金のいずれについても制限を設けず、自由な為替制度を保証しているが、パラグアイの法律が定める税金が課されるという例外はある。

同様に、外国からの投資は経済のあらゆる分野で歓迎されており、外国資本の参加に制限はない。ただし、投資家が税制、労働・社会保障制度、経済活動に関連するその他の法律の定めを遵守することが条件とされている。

15. 外資による不動産購入の制限の有無

パラグアイにおける外国人投資家への唯一の制約は、農村部の不動産の取得である。法律 2,532/2005 号「国境安全地帯法」は、パラグアイと国境に接する国（ブラジル、アルゼンチン、ボリビア）の外国人、または国境に接する国の外国人株主が過半数を占める法人は、国境から 50 キロメートルまでの不動産の所有者、共同所有者、使用者となることができない。

しかし、この制限は、公益性を理由に行政当局の命令で取り消すことができると定められている。

以上

【本レポートの利用についての注意・免責条項】

本資料はジェトロ中小企業海外展開支援プラットフォーム事業の一環としてIshida & Ascociates, Law Firmに委託して作成したものです。2022年1月までに入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって内容が変わる場合があります。掲載内容について、一般的な情報や解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本資料は参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本資料にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロ、Ishida & Ascociates, Law Firmは、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロ、Ishida & Ascociates, Law Firmが係る損害の可能性を知らされていても同様とします。また、関連する法令等の厳密な解釈等についてはパラグアイの関連省庁および法律事務所等にもご確認いただくことをお勧めします。

本レポートに関するお問い合わせ先：

ジェトロ・ブエノスアイレス事務所
E-mail : infobuenosaires@jetro.go.jp

日本貿易振興機構（ジェトロ）
ビジネス展開・人材支援部 ビジネス展開支援課
E-mail : BDA@jetro.go.jp

JETRO